別表第一（認定計画に従って取得等した電気通信設備であることを示す添付書類）

要件	添付書類
法第五条第三項に規定する認定計画のうち一の認定計画に従って取得等したものであること。	1　法第四条第三項又は第五条第二項に基づく認定を受けたことを証する書面の写し 2　法第五条第三項に規定する認定計画の写し

別表第二（要件を満たす電気通信設備であることを示す添付書類）

電気通信設備の区分	添付書類
一　サーバー用の電子計算機	1　当該設備の仕様を示す書類であって、当該設備の記憶装置に次号のサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたものであることが確認できるもの 2　学校、公民館、図書館、博物館、病院又は診療所（以下「学校等」という。）を管理する者との契約書の写し又はこれに準じる書類 3　学校等に設置され、第三号の加入者系光ファイバケーブルを通じて使用されるものであることを示すネットワーク構成図等の書類 4　様式第二の表に記載されている事項を確認できる書類
二　サーバー用のオペレーティングシステム	1　当該設備の仕様を示す書類 2　様式第二の表に記載されている事項を確認できる書類
三　加入者系光ファイバケーブル	1　当該設備の仕様を示す書類 2　配線盤（き線ケーブルと配線ケーブルを接続するものに限る。）と光端末回線装置（学校等に設置されるものに限る。）との間に設置されるもの（一の芯線を二以上の者が共用する区間に敷設されるものを除く。）であることを示すネットワーク構成図等の書類 3　様式第二の表に記載されている事項を確認できる書類
四　ファイアウォール装置	1　当該設備の仕様を示す書類 2　第一号のサーバー用の電子計算機を設置する施設内に設置されるものであることを示すネットワーク構成図等の書類 3　様式第二の表に記載されている事項を確認できる書類
五　ルーター又はスイッチ	1　当該設備の仕様を示す書類 2　第一号のサーバー用の電子計算機を設置する施設内に設置されるものであることを示すネットワーク構成図等の書類 3　様式第二の表に記載されている事項を確認できる書類

○総務省告示第四百二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の八第一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十四条の五第一項の規定の適用を受ける減価償却資産を次のように指定し、平成二十三年八月三十一日から適用する。

平成二十三年八月三十日

総務大臣　片山　善博

次に掲げる減価償却資産（第二号から第五号までに掲げるものにあっては、第一号に掲げるものと同時に設置するものに限る。）

一　サーバー用の電子計算機（当該電子計算機の記憶装置に次号に規定するサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたものに限るものとし、これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は電源装置を含む。）

二　サーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウエア（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいい、複写して販売するための原本及び新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究の用に供されるものを除く。以下この号において同じ。）の実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウエアをいう。）

三　加入者系光ファイバケーブル（配線盤（き線ケーブルと配線ケーブルを接続するものに限る。）と光端末回線装置（光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であって、光ファイバを用いた線路が接続される端末設備であるものをいい、次に掲げる施設に設置されるものに限る。）との間を接続するもの（一の芯線を二以上の者が共用する区間に敷設されるものを除く。）に限る。）

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校

ロ　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院

ハ　電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項第四号に規定する施設を定める省令（平成二十三年総務省令第百二十四号）各号に掲げる施設

四　ファイアウォール装置（不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された通信プロトコルに基づき電気通信信号を検知し、通過させる機能を有するもののうち、インターネットに対応するものをいう。）

五　ルーター（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有するものをいう。）又はスイッチ（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を選択する機能を有するものをいう。）

○総務省告示第四百四号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第五十四項に規定する総務大臣が別に定める施設及び総務大臣が別に定める地域又は区域を次のように定め、平成二十三年八月三十一日から適用する。

平成二十三年八月三十日

総務大臣　片山　善博

1　施設

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校

二　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院

三　電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項第四号に規定する施設を定める省令（平成二十三年総務省令第百二十四号）各号に掲げる施設

2　地域又は区域

一　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域（以下この号において「過疎地域」という。）及び同法第三十三条の規定により過疎地域とみなされる区域（過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い同条第一項の規定に基づいて新たに過疎地域に該当することとなった区域を除く。）